

# NOMURA MANAGEMENT NEWS

NO. 338 (R 8.1)

税理士 野村 正雄

TEL 075-211-1888

<https://www.nomura-kaikei.biz/>

## 給与所得者の還付の確定申告はいつまで？

**Q 令和3年（2021年）に妻の入院費30万円支払っています。**

今からでも、税務署に医療費控除の所得税還付の確定申告はできますでしょうか？

**A 令和8年12月31日までにあなたの住所地の税務署に「医療費控除の明細書」及び「令和3年分の給与所得の源泉徴収票」「マイナンバーカード」などを準備して、確定申告をしてください。所得税等が還付されて、個人市町村民税・道府県民税も遡求して還付されます。**

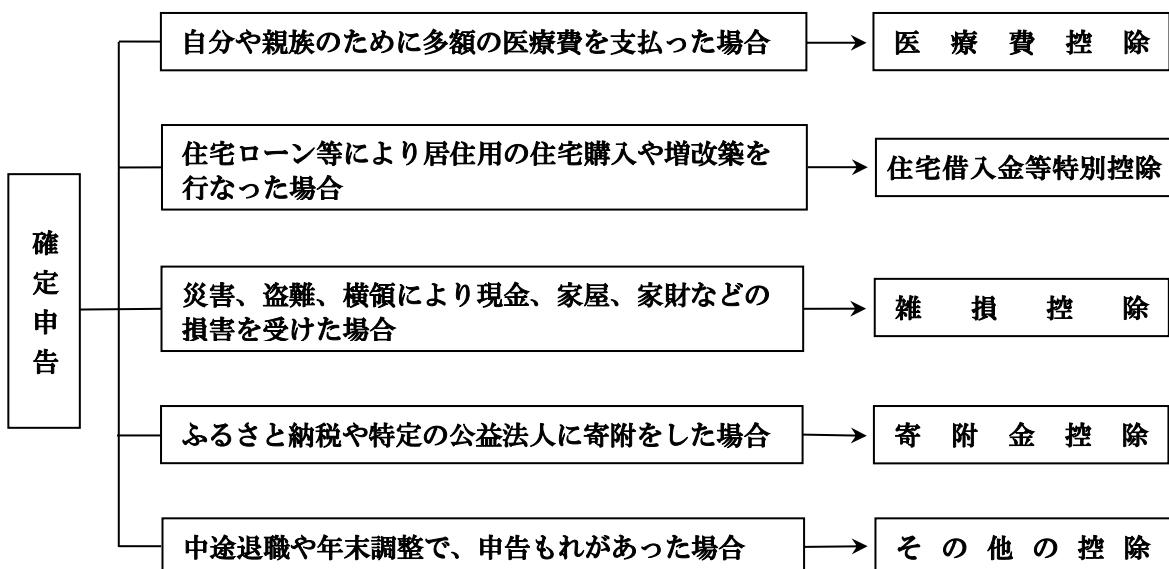
なお、給与所得の源泉徴収票が手許にない場合は勤務先に再交付を受けてください。

※ 1. 「医療費の領収書」は平成29年分から添付等は不要ですが、5年間保存しておいてください。

2. 「給与所得の源泉徴収票」は平成31年4月1日以後の確定申告から添付等は不要です。  
(保存義務はありません)

### ▶ 確定申告（所得税等が還付される主なもの）

給与所得者の所得税等は年末調整で精算をしますので、原則として確定申告をする必要がありません。しかし、次の事項が生じた場合は確定申告を行うことによって、源泉徴収された所得税等の一部が還付されます。



国税通則法の規定で、還付金等の消滅時効は翌年の1月1日から起算して5年以内です。

よって、あなたの場合は令和3年12月31日の翌年から5年以内の令和8年12月31日までに、確定申告をして医療費控除の適用を受けてください。

**(ワンポイントアドバイス) 還付の確定申告は5年間で消滅時効！**

※ 令和8年1月現在の税制に基づいています。今後に改正があった場合内容が変わります。